

2024年 源泉所得税

# 中間納付指導会

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

この「納期の特例」を税務署に申請した個人事業者を対象に、7月の中間納付にあたり指導会を開催いたします。

●日時 2024年6月25日(火)、7月1日(月)  
両日とも 13:00~16:30

混雑防止並びに待ち時間解消のため、相談受付を完全予約制とします。

**完全予約制**

各日 ①13:00~13:35 ②13:35~14:10 ③14:10~14:45

④14:45~15:20 ⑤15:20~15:55 ⑥15:55~16:30

※開始時間10分前までに会場へお越しください。

\* 同上の日付の上記①~⑥の希望の時間帯を選択し、小牧商工会議所まで6月21日(金)までにお電話ください。

中間納付指導会事前予約連絡先：小牧商工会議所 中小企業相談所 TEL：0568-72-1111

\* 申込先着順のため、申込状況により希望時間帯にご対応できない場合があります。

\* 当日は、事前予約の方を優先して対応いたしますので、事前予約が無い方は、お待ちいただくか、もしくは当日の対応ができない場合がございます。

●会場 小牧商工会議所会館 4階

●指導料 無料

●対象 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に申請済みの個人事業者

●持ち物 ・源泉徴収簿（6月までの毎月の給与・賞与を記入してお持ちください）、  
税務署より届いた納付書等一式、前年の源泉徴収簿等

●その他 ・事前の予約申込にご協力ください。

・今年の納付期限は、7月10日(水)です。

・税理士関与の事業所は、出席する必要はありません。

・税務署への申告は、税額の有無に関わらず必要です。

## マイナンバーについて

・指導会では、「給与所得者の扶養控除(異動)申告書」のマイナンバーの聴き取り、記載をしません。

・指導会には「マイナンバーを記載した書類」と、「それ以外の書類」は分けてファイルしてお持ちいただき、主催者が誤ってマイナンバーを見失ってしまうことがないようにしてください。

・指導会で主催者が、マイナンバーが記載された書類を確認する必要がある場合は、附箋等でマイナンバー部分を隠してください。

## 定額減税について

・詳細については、裏面をご確認の上、可能な範囲で源泉徴収簿に下書きをしてお持ちください。

●共催 小牧商工会議所、小牧税務署管内青色申告会小牧協議会

お問い合わせ 小牧商工会議所 中小企業相談所 小牧市小牧五丁目253 TEL：72-1111

## 源泉所得税中間納付の流れ

① 従業員から「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける

② 従業員の月々の給与・賞与から源泉所得税を徴収

【! 注意 !】

※ 税額表の「以上」「未満」の間違いにご注意ください。

※ 賞与は、税額表の支払日前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」から

# ★中間納付時の定額減税について

例) 中間納付までの処理 (賞与は7・12月に支給)

## 源泉徴収簿の書き方

● Aさん (専従者/扶養なし) ……月給 80,000 円、賞与なし (6~12月源泉所得税 0円)  
⇒所得税が発生しないため、例年同様の書き方でOK

● Bさん (専従者/扶養なし) ……月給 80,000 円、賞与 200,000 円 (6~12月源泉所得税 16,336円)  
⇒賞与に注意! 税額の隣に「▲8,168」と書き、実際に徴収する額は0円であることを示します。

賞与	7/20	200,000			0	(税率 4.084%)	▲8,168	0
	12/20	200,000			0	(税率 4.084%)	▲8,168	0
計		④ 400,000			⑤			⑥ 0

徴収額は0円!

● Cさん (従業員/扶養なし) ……月給 200,000 円、賞与 400,000 円 (6~12月源泉所得税 66,062円)  
⇒6月支払の給与から注意! 30,000円を引ききるまで、徴収する所得税は0円です。

区分	月日	支給金額	社会保険料等控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1/20	200,000			0人	4,770		4,770
2	2/20	200,000				4,770		4,770
3	3/20	200,000				4,770		4,770
4	4/20	200,000				4,770		4,770
5	5/20	200,000				4,770		4,770
6	6/20	200,000				4,770		0
7	7/20	200,000				4,770		0
8	8/20	200,000				4,770	▲4,124	646
9	9/20	200,000				4,770		4,770
10	10/20	200,000				4,770		4,770
11	11/20	200,000				4,770		4,770
12	12/20	200,000				4,770		4,770
計		① 2,400,000	②			③ 43,576		
賞与	7/20	400,000				(税率 4.084%)	▲16,336	0
	12/20	400,000				(税率 4.084%)	▲16,336	16,336
計		④ 800,000	⑤					⑥ 16,336

- 1~5月は通常通り 4,770円を徴収
  - 6月から、30,000円に達するまで徴収しない  
→6月の給与分 4,770円 (残り 25,230円)  
7月の給与分 4,770円 (残り 20,460円)  
7月の賞与分 16,336円 (残り 4,124円)  
※減額は「▲〇〇〇(金額)」と記入。  
実際の徴収額は一番右の”差引徴収税額”に記入。
  - 残り 4,124円を8月の給与分 4,770円から引く。  
差額 646円は徴収する
  - 9月からは通常通り給与・賞与共に徴収
- ※12月までに定額減税額が引ききれない場合、市より給付金として支給予定です。対象となる人には市より通知があります。

## 納付書への記載と納付(中間納付)

定額減税を行った旨は記載しません。

税金は”減税後”(実際に徴収した金額)を記載

国税 納付書 (納付書) 領収済通知書

32399 06 000 110

060120 0620 18 216000 23850

0601 0606

源泉徴収票の右端”差引徴収税額”の合計を記入  
Aさん: 0円  
Bさん: 0円  
Cさん: 1~5月 4,770×5か月=23,850円  
6月 0円  
合計 23,850円

減税の結果、0円になっても納付書は必ず提出!

合計額 ¥23,850